

定期預金規定の一部変更のお知らせ



当組合の定期預金の一部の規定について、中途解約利率に関する計算方法を以下に変更することといたしましたのでお知らせいたします。

規定改定日

平成24年10月1日(月)より

改定日以降、新規預入及び書替継続された定期預金より変更後の規定を適用させていただきます。

対象規定

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期、スーパー定期300)

期日指定定期預金規定

自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

変更する規定内容「定期預金中途解約利率」

1. 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期、スーパー定期300)

約定期間 預入していた期間	1ヶ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6ヶ月未満	解約日における普通預金利息			
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×20%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
3年以上4年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%
4年以上5年未満			約定利率×70%	約定利率×70%

小数点3位以下を切捨てます。

なお、上記の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。

2. 期日指定定期預金規定

中途解約における利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。

3. 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

預入日から1ヶ月未満に解約の場合

次のA、BおよびCのうち、最も低い利率を適用します。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率 - 約定利率×30%

C. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

「基準利率」とは、中途解約日から満期日までこの預金の元金を預け入れ直した場合に適用される当組合所定の利率をいいます。

なお、BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が「0%を下回る」ときは「0%」とします。

預入日から1ヶ月以後に解約の場合

前 のB、Cのうち、最も低い利率を適用します。

以上

改正内容の新旧対照表を営業店窓口にご用意いたしましたので、お気軽にお申し出ください。